

全国一斉！ 法務局 休日 相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと・・・
<秘密厳守> **<相談無料>**

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

遺言の形式や書き方など公正証書に関するご相談

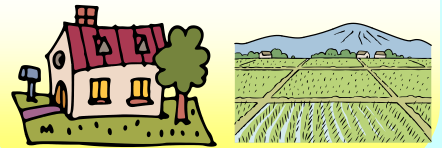
隣地との境界に関するご相談

いじめ・パワハラ・セクハラなどの人権問題に関するご相談

婚姻・離婚・養子縁組などの戸籍に関するご相談

地代・家賃などの供託に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？
相続が2回以上重なると
登記手続がますます難しくなります。



公証人 司法書士

土地家屋調査士 人権擁護委員

法務局職員 が
ご相談をお受けします！

日時

平成30年

10月7日（日）

午前10時から午後3時まで

（土地の境界をめぐるトラブルについては、境界問題ADRセンターこちらの土地家屋調査士が相談をお受けします。）

※詳しくは、お電話等でお問い合わせください。

場所

高知市栄田町二丁目2番10号
高知よさこい咲都合同庁舎

地図



ご相談は
予約制です。

【予約連絡先】

高知地方法務局 総務課【担当 茂井】

電話 088-822-3331(自動音声案内)3→3



人権イメージキャラクター
人KENまるる君

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん